

## 1. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針とは

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）は、事業者が継続的に行うPDCAサイクルによる自主的な安全衛生活動を促進するための仕組みを定めたもので、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の2の規定に基づき、厚生労働大臣が公表している。

## 2. 改正の背景

労働安全衛生マネジメントシステム（以下「システム」という。）の国際規格であるISO45001の発行（H30.3）及びそれを翻訳した日本産業規格（JIS Q 45001）等の制定（H30.9）を踏まえ、事業者がシステムの適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、これに従った措置のより適切な実施を促進することを目的とするもの。

## 3. 改正のポイント

- システムの適用範囲について、事業場を一の単位として実施することを基本としていたところ、法人が同一である複数の事業場を、一の単位として実施できるものとする。（第4条及び第8条関係）
- 複数の事業場を併せて一の単位として実施する場合、システムの適用範囲の全体を統括管理する者をシステム各級管理者\*として位置づける。（第7条関係）  
（※ 各部署の管理・監督者で、システムを担当するもの）
- システムが第三次産業を含む幅広い産業において運用されることを想定し、システム各級管理者\*が属する事業実施部門に、製造、建設、運送、サービス等の事業実施部門を明示する。（第7条関係）
- 労働者の健康の保持増進対策を促進するため、安全衛生計画に定める事項に、「健康の保持増進のための活動の実施」及び「健康教育」に関する事項を加える。（第12条関係）

## 4. 告示日

令和元年7月1日（同日適用）

# 労働安全衛生マネジメントシステムとは

事業場において、

- ① 事業者（経営トップ）による安全衛生方針の表明
- ② 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- ③ 安全衛生目標の設定
- ④ 安全衛生計画の作成（P）、実施（D）、評価（C）及び改善（A）

を、体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る仕組みで、

生産管理等の事業実施に係る管理と一体となって運用されるもの

